

令和4年度地域集会所整備費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民のコミュニティ活動拠点である地域集会所の整備を促進し、もって地域福祉の向上及び地域コミュニティ活動の推進を目的とし、住民自らが地域集会所の新築、建替え等の整備（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費について、予算の範囲内で地域集会所整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「地域集会所」とは、当該地域の住民が福祉の向上とコミュニティ活動の促進を目的として集会の用に供する施設のことをいう。この場合において、「生活館」、「集会所」等の名称のいかんは問わない。

(補助対象)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り交付する。

(1) 地域集会所の新築の場合

- ア 3以上の町内会（2以下の場合にあっては、総世帯数が概ね600世帯であること。）が建設主体となること。
- イ 建設用地が確保されていること。
- ウ 当該地域が公民館等の施設から遠距離にあり、当該施設の利用が不便であること。

(2) 地域集会所の建替えの場合

- ア 老朽化が著しく、建替えが必要であると認められること。
- イ 市から補助金の交付を受けて新築又は建替えをした地域集会所の場合は、新築又は建替え後24年以上経過していることを条件とする。ただし、災害等の特別の事由により建替えが必要であると認められるものについては、この限りでない。

(3) 地域集会所の改修の場合

- ア 改修工事に要する経費が1,000,000円以上であること。
- イ 市から補助金の交付を受けて新築、建替え又は改修をした地域集会所の場合は、新築又は建替え後15年以上、改修後10年以上経過していることを条件とする。ただし、災害等の特別の事由により改修が必要であると認められるものについては、この限りでない。

(4) 地域集会所のトイレ水洗化等に伴う改修の場合

- ア 下水道又は農業集落排水処理施設（以下「処理施設」という。）に接続する場合は、処理施設への接続及びこれに付帯する改修工事に要する経費の合計額が500,000円以上であること。
- イ 合併処理浄化槽を設置する場合は、浄化槽の設置及びこれに付帯する改修工事に要する経費の合計額が1,000,000円以上であること。

ウ 合併処理浄化槽設置による水洗化の場合は、下水道又は農業集落排水供用開始区域（以下「供用開始区域」という。）外にあり、本管の敷設が当分の間見込まれない地域であること。

エ 市から補助金の交付を受けて新築、建替え又はトイレ水洗化等に伴う改修をした地域集会所の場合は、新築又は建替え後15年以上、トイレ水洗化等に伴う改修後10年以上経過していることを条件とする。ただし、災害等の特別の事由によりトイレ水洗化等が必要であると認められるものについては、この限りでない。

(5) トイレ洋式化に伴う改修の場合

ア 既設便器の洋式化及びこれに付帯する改修工事に要する経費の合計額が100,000円以上であること。

イ 供用開始区域内にある地域集会所の場合は、処理施設に接続していること。

ウ 補助金の交付は、1施設につき1回限りとする。

2 新築及び建替えの場合における補助金の交付対象面積は、次の表に定める面積を限度とする。

区分		面積
新築の場合	世帯数 101～300	115.5m ²
	世帯数 301～500	165m ²
	世帯数 501～	231m ²
建替えの場合		297m ²

3 同一年度内に地域集会所の改修、トイレ水洗化等及びトイレ洋式化に伴う改修を行う場合は、補助金を重複して交付しないものとし、他の補助制度との併用は認めないものとする。

4 土地の取得に要する経費及び既存の建物の解体撤去費は、補助対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額とする。

(1) 新築又は建替えの場合 3.3m²で除した交付対象面積に3.3m²当たりの実施建設単価を乗じて得た額の2分の1以内の額。ただし、実施建設単価は、3.3m²当たり318,000円を限度とする。

(2) 改修の場合 改修工事に要する経費の2分の1以内の額。ただし、2,000,000円を限度とする。

(3) トイレ水洗化等に伴う改修の場合 水洗化及びこれに付帯する改修工事に要する経費の合計額の2分の1以内の額。ただし、2,000,000円を限度とする。

(4) トイレ洋式化に伴う改修の場合 既設便器の洋式化及びこれに付帯する改修工事に要する経費の合計額の2分の1以内の額。ただし、250,000円を限度とする。

2 同一年度内に一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業実施要綱に基づくコミュニティセンター助成事業を実施する場合は、前項に定める補助金を重複して交付しないものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の市長が定める書類は、次のとおりとする。ただし、改修、トイレ水洗化等及びトイレ洋式化に伴う改修の場合は、第5号から第7号までの書類を除く。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 設計図書
- (4) 工事見積書
- (5) 建築確認通知書の写し
- (6) 土地に係る登記事項証明書
- (7) 土地貸借契約書
- (8) 地域集会所を新築、建替え、改修、トイレ水洗化等及びトイレ洋式化に伴う改修をすることについて、申請団体の総会等で議決したことを証する書類
- (9) 現況写真

3 補助金の交付を受けようとする者は、前2項に定める書類を、当該工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(取下期日)

第7条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して20日とする。

(着工届)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、当該工事に着手した際に、速やかに地域集会所整備工事着工届（別記第3号様式）に工事請負契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の実績報告書は、別記第4号様式のとおりとする。

2 規則第12条の市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 工事写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の書類は、事業が完了した日（事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(交付方法)

第11条 補助金は、規則第13条の規定による交付確定の通知後、補助事業者からの請求に基づき一括交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けた後、当該事業に係る経費の支払いを証する書類（領収書等）の写しを遅滞なく市長に提出しなければならない。

(処分の制限を受ける期間)

第12条 規則第19条ただし書の市長が定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 新築及び建替えの場合 当該工事完了後24年間
- (2) 改修、トイレ水洗化等及びトイレ洋式化に伴う改修の場合 当該工事完了後10年間。ただし、前号に定める期間内に改修を行った場合の処分制限期間は、残余期間の長い方の処分制限期間とする。

(関係書類)

第13条 補助事業者は、当該事業に係る経費の収支その他事業に関する事項を明らかにするため、これらに関する一切の書類及び帳簿等を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間備え付けておかなければならない。

附 則

この要領は、令和4年4月4日から実施する。